



## 国外事業者が台湾国内で輸入、保存、製造加工等の取引に従事する場合の台湾源泉所得の計算に関する新措置

財政部は2018年4月17日に外国営利事業者が台湾国内で輸入、保存、製造加工し、国内外の顧客に納品する場合の台湾源泉所得の計算について、解釈通達を公布しました。同業者利益水準及び国内利益への寄与度に基づく取引タイプの計算方法(以下、簡易計算方法)について、その適用地域は自由貿易港区又は保税区の制限を受けないことが明文化されました。また、前述のような取引の租税負担をより合理的にするため、国内利益への寄与度の計算基準が緩和されました。

財政部の説明に基づき、今回の解釈通達が適用される取引タイプを以下の図に示します。

台湾国内で製造加工を行わない取引タイプ1及びタイプ3について、物品が台湾国内にある時に販売が完了した場合、適用される国内利益への寄与度は従来の12%から3%へ修正されました。

一方、台湾国内で製造加工を行う取引タイプ2及びタイプ4について、物品が台湾国内にある時に販売が完了した場合、適用される計算式は以下の通りです。

国内利益への寄与度 = 3% + (台湾国内の製造加工に関連する原価費用 ÷ 台湾国内及び海外に関連する原価費用)

※合計は100%を上限とする。

		海外製造加工の有無	
		有	無 <sup>(注)</sup>
国内製造加工の有無	無	タイプ1	タイプ3
	有	タイプ2	タイプ4

注: 販売活動の拠点が海外の場合のみ当該措置の適用が認められる。

## 前ページ計算式の分子「台湾国内の製造加工に関連する原価費用」に含まれるもの

- 台湾国内で実施される購入機能に係る原価費用:  
例) 製造加工用のために国内外から原料・消耗品又は半製品を購入する関連人員の給与及びその他販売管理費用。ただし、購入した原料・消耗品又は半製品の原価は含まない(従来は国内で購入した原料・消耗品又は半製品を含める必要があったが、今回の解釈通達により緩和された。)
- 実施する製造加工機能の原価費用: 台湾国内の営利事業者に製造加工を委託する場合の費用
- 取引タイプ2が台湾国内で販売機能を実施する場合、販売関連原価費用を含む必要がある:  
例) 販売物品関連人員の給与及びその他販売管理費用

## 前ページ計算式の分母「台湾国内及び海外に関連する原価費用」に含まれる台湾国内で発生した原価費用

- 輸入、保存、製造加工の原価費用
- 製造加工用の国内原料・消耗品又は半製品の原価
- 国内外の顧客への運送に係る原価費用

## 前ページ計算式の分母「台湾国内及び海外に関連する原価費用」に含まれる海外に関連する原価費用

- 海外会社が製造した物品又は海外から購入した物品の輸入
- 国内製造加工用の海外原料・消耗品又は半製品の通関書類における課税価格

取引タイプ3及びタイプ4(海外の自社での製造ではなく、海外で購入した物品)で、販売機能の実施場所が国内の場合、主要な利益獲得のプロセスは国内で発生します。よって当該取引タイプの所得は実額基準でのみ算出可能で、今回の解釈通達による簡易計算方法は適用できません。

## KPMGの見解

今回の解釈通達は海外からの輸入、保存、製造加工及び国内外の顧客への運送に係る取引に対するもので、簡易計算方法により台湾源泉所得を計算することが出来る適用地域が拡大されました。さらに単純な物流輸送及び製造加工に従事して得た国内利益への寄与度の計算基準が緩和され、納税義務者にとって有利な解釈通達であると言えます。

従って、当該取引に従事し、簡易計算方法により台湾源泉所得を計算する外国営利事業者は、営利事業所得税確定申告に対する査定が確定していない年度について、税金徴収法第1条の1第1項規定に基づき、今回の解釈通達による簡易計算方法を適用し、申告修正と税還付申請が可能であるか否か確認することをご検討ください。

また、今回の解釈通達では台湾源泉所得を構成する各タイプの取引で、その物品が台湾国内にある時に販売が完了した場合のみについて説明されています。よって、物品が台湾国内に無い時に販売が完了した場合の意義及び適用条件については更なる解釈通達が出されることが期待されます。

## 作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

弁護士 林陣蒼

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel : 02 8101 6666  
Fax : 02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel : 03 579 9955  
Fax : 03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel : 04 2415 9168  
Fax : 04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel : 06 211 9988  
Fax : 06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax : 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)  
Fax : 02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 石井 顕一

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 15359  
E kishii1@kpmg.com.tw

#### 横塚 正樹

T +886 (28758 9751 内線番号 : 16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

[kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2018 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.